

質 疑 回 答 書

令和 8年 5月 18日

入札案件名：野々市市特定健康診査受診勧奨事業に係る業務委託

番号	仕様書等	質疑事項	回 答(発注者にて記載)
1	仕様書5.(2)ウII年度末報告業務	「公衆衛生学に関する学術的な専門知識を有する者の監修」とありますが、保健師による健康相談的な監修にとどまらず、大学院等で高度な専門教育を受けた「公衆衛生学修士または博士号」を有する研究者による、客観的かつ統計学的な効果検証を本事業では求めているという認識でよろしいでしょうか。	本事業では単なる集計報告に留まらず、人の意識や行動の変化を促すための学術的・統計学的な根拠に基づいた効果検証を求めています。そのため、監修者には大学院レベル等の公衆衛生学に関する専門教育を受け、学術論文の公表実績等を有するなど、客観的な裏付けに基づいた分析・提言を行う能力があることを想定しています。 なお、特定の学位を参加資格として限定するものではありませんが、本事業の目的を達成するために必要な高度な学術的知見および研究実績に基づく監修を求めています。